

高齢者福祉に関する新年度施策について

1 地域総合支援センター等における支援体制の充実（拡充）

孤立する高齢者など生きづらさを抱えた要支援者に寄り添い、要支援者が抱える困りごとや不安を解消するため、地域総合支援センターを核とした包括的な支援体制の一層の推進を図ります。

① 地域総合支援センター等における相談支援の充実

- ・ 「福祉まるごと相談窓口」として、専門職（保健師・看護師、社会福祉士、主任介護支援専門員等）を増員し、体制の充実を図ります。
- ・ 断らない相談支援を行うため、基幹相談支援センターや後見支援センター等との連携を強化し、更生支援も含めた一体的な支援を行います。
- ・ 多機関協働の調整など、支援者支援の機能強化を図るとともに、民生児童委員や地域ボランティア団体等との連携に努めながら、地域総合支援センターを拠点にしたアウトリーチ等を通じて継続的な支援を行います。

② 重層的支援体制整備事業の実施

- ・ 複雑化・複合化したニーズに対応するため、高齢、障害、こども、困窮分野の既存の取組を活かしつつ、以下の新規事業を実施し、重層的な支援体制を整備します。

ア 参加支援事業

対象者と地域の社会資源のコーディネートや支援メニューの創設・拡充などを行います。

イ 共助の基盤づくり事業

住民が持つ多様なニーズや生活課題に柔軟に対応できるよう、住民主体の活動支援、居場所づくり、多様な担い手が連携する仕組みづくりを行います。

ウ アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

複雑化・複合化した課題を抱えながらも支援が届いていない人に、時間をかけた丁寧な働きかけを行い、必要な支援につなぐ取組を行います。

2 地域見守りあんしんプロジェクト（高齢者安否確認事業）の実施（拡充）

高齢者の安否確認と地域での孤立化防止を図るため、従来実施していた安否確認事業の対象をひとり暮らし高齢者だけでなく、孤立している要支援者に広げ、専門職等による見守り訪問等を実施します。

① 専門職等による地域見守り訪問の実施

- ・ 地域総合支援センターの職員が月1回家庭訪問し、飲料等を配付しながら、安否確認や生活状況の確認を行い、必要に応じて他のサービスの活用や地域での見守りにつなげます。
- ・ 従前の75歳以上のひとり暮らし高齢者に加え、パイロット事業として認知症の人や老老世帯、ひきこもりや障害のある人などにも対象を広げ実施します。

② 地域組織や見守り協定締結事業者などによる見守りサポート体制の強化

- ・ 地域組織などのインフォーマル資源による見守り支援を充実し、重層的な見守りサ

ポート体制を構築します。

- ・ 見守り協定締結事業者に対する見守りや気づきのポイントの研修の実施や、連絡・相談先として地域総合支援センターの周知などを行い、サポート体制を強化します。

3 高齢者の地域活動支援の充実（拡充）

地域住民同士が助け合い、支え合える関係づくりに取り組むため、高齢者団体等の地域活動を支援します。

① 地域見守りサポート活動団体支援事業

- ・ 見守りが必要な世帯に対して家庭訪問を行う団体を「地域見守りサポート活動団体」として登録します。
- ・ 登録団体のメンバーに対し、謝礼（商品券等）を支給します。

② 高年クラブ見守りサポート活動

- ・ 高年クラブ活動を通じて、地域高齢者への健康と見守り支援等を行います。
- ・ 見守り活動を行う単位高年クラブに対して助成します。

③ 高齢者フレイル予防支援事業

- ・ コロナ禍により心身の活動が低下し、閉じこもりがちとなる中、加齢による心身の衰え（フレイル）や認知症の発症を予防するため、地域の高齢者がフレイルサポーターとなり、それぞれの地域で介護予防に取り組みながら相互に支え、見守りを行います。

4 高齢者ふれあいの里のリニューアル（拡充）

「高齢者ふれあいの里」について、全ての市民が利用する地域の「共生型施設」へと転換を図るため、「ふれあいプラザあかし西」と一括指定管理することにより、専門職やノウハウを活用した多様な事業を展開するとともに、多世代交流機能及び地域交流機能を持つ拠点としてリニューアルします。

① 名称の変更

- ・ 施設の名称を「ふれあいの里」に変更します。

② 事業内容

- ・ 既存の健康体操や囲碁・将棋等のほか、質の高い介護予防の取組などを実施します。
- ・ 地域の状況やニーズに応じた子育て世代や若者、地域住民などが気軽に参加できる新たな参加型・交流型イベントを企画・実施します。
- ・ 施設の有効活用に向けて、空き時間等に一部の部屋を貸室として活用します。

③ 施設整備

- ・ 多目的トイレの改修、備品等の更新を行うとともに、空調機器の計画修繕等をしていきます。

5 認知症あんしんプロジェクトの推進（継続）

認知症になっても誰もが安心して暮らし続けることができるよう、認知症あんしんまちづくり条例に基づき、包括的・継続的支援を展開するとともに、あかしオレンジサポーター制度を推進するなど、まちのみんなで認知症の人とその家族を一体的に支えるまちづくりを更に推進します。

① あかしオレンジサポーター制度の推進

- ・ 小・中学校、企業、市民団体等を対象としたオレンジサポーターの養成
 - ・ 地域支援を行うシルバーサポーター及び在宅支援を行うゴールドサポーターの活動支援
 - ・ 認知症の人が自らの経験に基づき活動するオレンジピアサポーターの周知と活動支援
- ② 認知症早期支援事業（認知症診断費用の全額助成）の継続実施
 - ③ 認知症サポート給付金（1人あたり2万円の支給）等の継続実施
 - ④ 高齢者補聴器購入費助成事業（上限2万円の助成）の継続実施
 - ⑤ 認知症あんしんネットワーク会議の開催

6 高齢者施設の整備（継続）

高齢者施設サービスの充実を図るため施設整備や既存施設の改修に係る費用を助成するなど、介護保険施設の整備を促進していきます。

- ① 特別養護老人ホーム、認知症グループホーム、小規模多機能型居宅介護施設、看護小規模多機能型居宅介護施設等の整備補助
- ② 新型コロナウイルス感染拡大防止に係る既存施設の改修等への補助

7 福祉人材の確保・育成等による高齢者福祉サービスの質の向上（継続）

介護施設における質の高い施設サービスを継続的に提供できる環境を整えるため、福祉分野における総合的な人材の育成及び確保への効果的な方策を検討し、実施します。

- ① 市単独での「就職説明会」の開催（継続）
 - ・ 県社協主催、本市共催の就職説明会に加え、市単独での就職説明会を開催します（開催予定1回）。
- ② 介護等人材確保・資格取得支援事業（継続）
 - ・ 福祉人材の質の向上を図るため、必要な研修や試験の受講費等の助成（上限6万円）を行います。
- ③ その他、奨学金返済支援制度やマネジメント研修、介護福祉士試験対策講座などの施策、及び県との共催によるイベント（入門的研修など）を行います。

8 明石商業高等学校福祉科の創設（継続）

高校卒業時に介護福祉士国家資格受験資格の取得ができる福祉科を創設するため、必要とされる介護実習室や入浴実習室等の施設を同校敷地内に整備します。

- ・ 創設時期：令和6年4月
- ・ 生徒数定員：1学年40名
- ・ 福祉科実習棟施設概要
 - 構造／階数：鉄骨造3階建て
 - 延床面積：1,418.87㎡
 - 主な部屋：介護実習室、入浴実習室、レクリエーション室、ソーシャルワーク室ほか